

第 20 期文化審議会第 2 回総会（第 83 回）

開催日時 令和 3 年 3 月 31 日（水）10：00～11：30

場 所 オンライン開催

議 題 1. 各分科会・部会からの報告

2. 最近の文化行政の動向

(1) 文化財保護法の一部を改正する法律（案）について

(2) 著作権法の一部を改正する法律（案）について

出席者 ・ 委 員： 佐藤委員（会長）、道垣内委員（会長代理）、石井委員、井上委員、
岩崎委員、大淵委員、沖森委員、河島委員、薦田委員、島谷委員、
茶園委員、中江委員、野田委員、藤井委員、宮崎委員、渡辺委員

・ 文化庁： 宮田長官、矢野次長、杉浦次長、出倉審議官、榎本審議官、
豊城文化財鑑査官、日向政策課長、山田企画官、清水企画調整課長、
平山文化経済・国際課長、柳澤国語課長、岸本著作権課長、
伊藤文化資源活用課長、田村文化財第一課長、鍋島文化財第二課長、
安井参事官（文化創造担当）、梶山参事官（芸術文化担当）、
折原参事官（文化観光担当）、福井参事官（食文化担当）
その他関係官

議事録

【佐藤会長】 それでは、ただいまより、今期最後の文化審議会の総会を開催いたします。

年度末、御多忙のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。また、今年はコロナでなかなか目の当たりの会が開けないということですが、どうぞよろしくお願いします。

本日は松田委員が御欠席というふうに聞いております。

また、これから議題が始まりますが、議題 1 に関しまして、美術品補償制度部会の田中部会長にオンラインにて御出席いただいております。

それでは早速ですが、議事に入りたいと思います。本日の議題は大きく 2 つあります。1 つ目は、今期の各分科会・部会からの報告でありまして、その審議状況について、2 つ目は、最近の文化行政の動向について、それぞれ御説明を頂き、意見交換を行いたいと思い

ます。

それでは、本会議の開始に当たりまして、宮田長官から御発言いただきたいと思います。

宮田長官、どうぞよろしくお願いいたします。

【宮田長官】 皆様、おはようございます。

本日は、年度末の大変御多忙の中、今年度最後の文化審議会に御出席、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。私事ではございますが、今年度で文化庁長官を退官いたします。とても長かったような短かったような、あっという間のことでしたが、振り返ってみると、東京藝術大学にいた頃では考えられない体験をさせてもらいました。その体験というのは全てここにいらっしゃる審議会の先生方、並びに常に私をサポートしてくれた文化庁職員のおかげかと思っております。最後の年はコロナ禍で動きがなかなか実行できませんでしたが、5年の間に、前向きに皆様と一緒に文化行政を進めさせていただいたことに改めて感謝申し上げたいと思います。

また、大きく文化芸術の振興と社会的、あるいは経済的な価値の創出であるとか、文化財の保存と活用の充実、あるいはデジタルネット社会に応じた著作権制度の改正、さらには文化庁の京都移転の準備と機能強化など、大変多くのことを関係者の皆様にも文化芸術の振興のために汗をかいていただいたことに、改めて深く感謝申し上げたいと思います。

また、先ほども申し上げましたが、この1年間は本当に困難な状況でしたが、その中でも非常に皆さんが御努力くださったことに、改めて御礼申し上げたいと思います。

イギリスのことわざの中に、「3月の風と4月の雨が5月には美しい花を咲かせることができる」とあるように、今がちょうど逆境の雨風ということだと思います。それを是非アフターコロナ、つまり「5月の花」、美しい花を咲かせるべく、しっかりと又柔軟なアイデアを持って文化行政を進めていただければと思っております。

委員の皆様におかれましては、これまでの文化行政の進捗を振り返りつつ、新長官及び文化庁とともに新たな文化政策をつくり出すため、先生方にお力を頂戴して前へ進めていただきたいと思います。今後とも、文化庁に対して御理解、御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、私からの御礼の言葉とさせていただきます。本当に皆様、ありがとうございました。

【佐藤会長】 宮田長官、どうもありがとうございました。多事な中での文化行政のかじ取り、お疲れさまでございました。またこれからもいろんな形で御支援いただけるものと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、宮田長官は今日、最後の日でお忙しいということもございますが、別の用務がありますために、これにて退席されるということでございます。

【宮田長官】 では、皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

（宮田長官退席）

【佐藤会長】 それでは、早速ですが、今期の各分科会・部会の審議状況等の報告をお願いいたします。

まず、国語分科会における審議状況と今後の主な課題について、沖森分科会長から御報告をお願いします。

【沖森委員】 それでは、今期の国語分科会の審議状況について御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

資料1「国語分科会における審議状況と今後の課題」を御覧ください。国語分科会では、国語課題小委員会及び日本語教育小委員会の2つの小委員会を設け、国語課題小委員会では、「公用文作成の要領」の見直し及び「常用漢字表」について、日本語教育小委員会では、「日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」及び「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」の改定について審議を進めてまいりました。

まず、国語課題小委員会における検討状況について御説明申し上げます。国語分科会参考資料1を御覧ください。

こちらは、3月12日の国語分科会にてまとめられました「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」であります。「公用文作成の要領」は、昭和26年に、当時の国語審議会が内閣総理大臣と文部大臣に宛てて建議し、翌27年に内閣官房長官依命通知として国の各省庁に通知されたもので、公用文作成の基礎となる考え方を示すものとして長く参照されてまいりました。

ただ、作成されてから既に70年近くを経ており、現在から見ると実態と合わないところが少なからず生じております。また、SNSの使用など国による情報発信の方法・手段が多岐にわたるようになってきているとともに、国際化の進展や社会の変化により読み手の多様化がさらに進むことが予想されることに鑑みまして、平成30年度から「公用文作成の要領」の見直しに関する検討を進めてまいりました。

公用文と呼ばれる文書の範囲はこれまで必ずしも明確ではありませんでしたが、本報告では、法令、告示・通知等、記録・公開資料等、解説・広報等に類型化し、それぞれの考

え方を明示しております。告示と通知のように、法令に準ずるような文書は正確さを重視し、法令と一致した表記を用いることをはじめ、これまでどおり、公用文作成の原則に従うこととしております。一方、国民に直接向けた広報などを中心に、品位を保ちつつも、読み手に合わせた分かりやすく親しみやすい書き表し方を積極的に認めていく考え方を共有していくよう提案しております。

国語施策に関しましては、もう一つ別の課題が検討されました。国語分科会参考資料2を御覧ください。

こちらは、同じく3月12日の国語分科会で取りまとめられました「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方」であります。平成30年5月の衆議院文部科学委員会と6月の参議院文教科学委員会において、政府に対し、いしへの「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うよう求める決議がなされました。これをきっかけとしまして、国語課題小委員会では、同年7月から「障害」の表記に関して検討を進めてまいりました。審議の結果、いしへの「碍」の字を直ちに常用漢字表に追加することはしませんが、国会の委員会決議の趣旨に添い、いしへの「碍」の字の扱いを常用漢字表における課題の一つと捉え、出現頻度などの使用状況や、この漢字に関する国民の意識を調査するなど、国語施策の観点から、引き続き動向を注視していくこととしております。

また、この問題につきましては、当事者の方々の間にも様々な意見があり、合意されているわけではないという状況がございます。「障害」の表記に関しては、当事者を中心とした議論が進むよう期待しながら見守りつつ、国語施策の観点からも、用語全般に関する課題を広く解決していくための考え方を整理することができないか検討することとしております。

続きまして、日本語教育小委員会での検討状況について御報告申し上げます。国語分科会参考資料3及び4を御覧ください。

こちらは、昨年11月20日の国語分科会で了承された「「日本語教育の参照枠」一次報告」及び令和3年3月12日の同分科会で了承されました「「日本語教育の参照枠」二次報告ー日本語能力評価についてー」であります。

「日本語教育の参照枠」とは、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容、方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みとして、文化審議会国語分科会において令和元年6月より検討を進めてまいりました。国内外にお

ける日本語学習者や学習目的が多様化している一方で、国内外の日本語教育機関や試験・評価実施機関の相互の連関が図られていないという課題がありました。

このため、「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR)」を参考にした日本語教育の学習、教授、評価のための包括的な枠組みを策定すべく、3 か年計画で審議を進めているところであります。令和元年 6 月から検討を開始し、国民への意見募集を経て、令和 2 年 11 月 20 日に「日本語教育の参照枠」一次報告を取りまとめました。こちらには、CEFR が示す言語活動別の熟達度の尺度を 6 つのレベル、そして 5 つの言語活動に分けたものの日本語版や、各尺度における「言語能力記述文 (Can do)」を具体的に示したリストをお示ししました。

令和 2 年度は、「日本語教育の参照枠」二次報告ー日本語能力評価についてーとして、日本語能力の評価の考え方や、各種日本語能力の判定試験等と「日本語教育の参照枠」を対応付けるための方法や、日本語能力の判定試験が適切に開発・実施されるよう、試験及び実施機関に求められる要素を示しました。

今後、本報告が国内外の多様な日本語教育の現場において、日本語教育関係者及び外国人と共に暮らし働く方々に参照いただき、日本語能力評価に関する理解を深めていただくことを願うとともに、質の高い日本語能力の判定方法が開発され、適切に実施され、よりよい評価の方法が普及することで、日本語を学ぶ方々にとって役立つことを願っております。

この「日本語教育の参照枠」を踏まえ、平成 22 年に、国内の「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容及び方法をまとめた「標準的なカリキュラム案」の改定に向けた検討にも着手しております。

令和元年 6 月に公布、施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づく「日本語教育の推進に関する基本方針 (令和 2 年 6 月 23 日閣議決定)」には、次のように書かれています。「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語で意思疎通を図り、自立した言語使用者として生活できるよう支援するため、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」について、文化審議会国語分科会において検証を行い、その改定を行う。このため、令和 3 年度の完成を目指して、「生活者としての外国人」を対象とした言語能力記述文である「生活 Can do」及びそれに基づく学習項目の要素を抽出するための調査等を行っております。

来期の国語分科会では、国語施策に関して、国語分科会で今後取り組むべき国語施策に

関する課題についての検討を行う予定であります。また、日本語教育施策に関しましては、引き続き「日本語教育の参照枠」について検討を行い、令和3年度末に最終報告を取りまとめるとともに、「標準的なカリキュラム案」等の改定に向けた検討を行う予定であります。

以上、少し長くなりましたが、国語分科会からの報告を以上で終わりいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございました。周到的な御審議の状況が伝わりましたけれども、それでは、ただいまの御報告に関しまして、御質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。御発言の方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

挙手の方が見えませんので、それでは、御質問なしということで次に移りたいと思います。

それでは、続きまして、著作権分科会における審議状況と今後の主な課題について、道垣内分科会長から御報告をお願いいたします。

【道垣内会長代理】 道垣内でございます。よろしくお願いします。

今期の著作権分科会における審議状況等につきまして、資料2に基づきまして御報告申し上げます。先ほど御紹介のあった新しい公用文作成の要領によりますと、伝えることを絞るとか、専門用語や外国語をむやみに使わないとか、図表を用いるとか書いてあるのですが、そのいずれにも反しているようなことになりますことをお許しいただければと思います。

著作権分科会では、基本政策小委員会、法制度小委員会及び国際小委員会を設置し、検討を進めてまいりました。そして、本年2月に今年度最後の著作権分科会が開かれまして、「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化」及び「図書館関係の権利制限規定の見直し」の2つにつきまして、分科会報告書をまとめました。また、これらの報告書に基づきまして、「著作権法の一部を改正する法律案」が3月5日に閣議決定され、現在、国会に提出されております。

以下では、報告書の内容及び各小委員会の審議状況についてお話し申し上げます。

1番目は、文化審議会著作権分科会報告書でございます。これは2月3日に取りまとめたものでございます。幾つかトピックがございまして、1つ目は、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化についてでございます。本課題につきましては、昨年度から検討を進めておりまして、今年度は、基本政策小委員会に専門のワーキンググループを設置しまして、総務省が取りまとめた放送事業者の要望を基に幅広い関係者からのヒアリングを行い、視聴者、放送事業者、クリエイター、それらの関係者全てにとって

利益になるような措置を迅速に講ずるという基本方針の下で集中的に議論を進めてまいりました。その結果、基本政策小委員会での議論やパブリックコメントを経まして、権利制限規定の同時配信等への拡充や許諾推定規定の創設など5つの点についての措置をとることとすべきである旨の結論を得て、その具体的な制度設計を示しているのが報告書の骨子でございます。

もう一つ、図書館関係の権利制限規定の見直し、これはデジタル・ネットワーク対応ということになりますけれども、それについて御報告申し上げます。

従来から、図書館関係の著作権の規定がデジタル化・ネットワーク化に対応できていない部分があるという指摘がございました。今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに関する社会的ニーズが顕在化したしました。こうした状況を踏まえまして、法制度小委員会に専門のワーキングチームを設置し、幅広い関係者からのヒアリングを行った上で、国民の情報アクセスの拡充と権利者の利益の保護のバランスに留意しつつ検討を進めてまいりました。その結果、法制度小委員会での議論やパブリックコメントを経まして、入手困難な資料へのアクセスの容易化のため国立国会図書館によるインターネット送信の実施、それからもう一つ、各図書館等による図書館資料の送信サービスの実施、これらの課題について、それぞれ対応の方向性や具体的な制度設計等を示す分科会の報告書を取りまとめました。

次に、基本政策小委員会における審議状況について御報告申し上げます。

これも幾つかあるのですけれども、私的録音録画補償金制度の見直しにつきまして、昨年度から関係府省庁における検討状況等の報告を受け、意見交換を行い、引き続き、関係府省庁における検討状況を注視しつつ、必要に応じて、来年度以降改めて議論を行うということにしております。

次に、デジタル時代に対応した著作権施策の在り方、これは大きな課題ですけれども、これにつきまして、過去の著作権法改正の経緯と今後の検討スケジュールなどの確認を行い、議論を行いました。また、知的財産戦略本部におきまして、昨年8月にタスクフォースが設置され、関係者からのヒアリングを行い、具体的な課題・ニーズの抽出やそれを踏まえた検討の方向性を整理すべく議論が行われてまいりました。そういうことを踏まえまして、基本政策小委員会におきましては、有識者委員による議論を整理した中間取りまとめがなされました。

そのほか、平成30年の著作権法改正により創設された「授業目的公衆送信補償金制度」

やインターネット上の海賊版対策を中心とする令和2年著作権法改正に関しましても意見交換を行いました。

続きまして、法制度小委員会における審議の経過等でございます。

1つ目は、独占的ライセンシーに対する差止請求権の付与、これは著作者からライセンスを受けて独占的に著作物を使っているものですが、その請求権が行使できるようにすることや、独占的ライセンシーの対抗制度、分かりにくいですが、権利の主体が合併やその他、権利譲渡等で替わった場合にも対応できるようにするということなのですが、そういう問題に関しまして検討を行いました。現時点ではまだ結論が出たわけではございませんけれども、対応の方向性や制度設計に当たっての留意点につきまして一応の整理を行い、経過報告書を取りまとめております。

次に、研究目的に係る権利制限規定の創設でございます。これは昨年度から議論を開始した課題でございます。昨年度は、法制度小委員会での議論を踏まえて文化庁において調査研究を実施し、研究目的に係る著作物の利用の実態やニーズが一定程度明らかになってきております。しかし、より広範かつ詳細な調査の必要性も指摘されているところでございます。これを受けまして、本年2月から文化庁委託事業として新たな調査研究が実施されているところでございます。

小委員会の最後、国際小委員会における審議の状況につきまして御報告申し上げます。

今期の国際小委員会では、著作権保護に向けた国際的な対応の在り方と、国境を越えた海賊版、これは有名なところでは漫画とか、そういうものがあつという間にネットへ出てしまうという問題への対応の在り方の点につきまして検討いたしました。

まず、WIPOにおける放送条約につきまして、昨年に引き続きまして、ワーキングチームを設置し検討を行いました。その中で、昨年度整理された論点や検討事項に従いまして、実務関係者からのヒアリングを行い、またWIPO、国際機関において公共貸与権というものの調査が提案されているところですので、そのことにつきましての有識者からのヒアリングを踏まえた議論を行いました。

次に、国境を越えた著作物の海賊的な利用ですけれども、国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方につきまして、文化庁における今年度の取組の報告、それから民間団体の海賊版対策の取組につきまして紹介があり、またこれに基づきまして議論を行いました。

以上、今期の著作権分科会における審議状況について説明を申し上げます。このほか、引き続き検討が必要とされた課題を含めまして、著作権制度に関しては、毎年、テクノロ

ジーの進展に伴い、また社会の変化にも伴いまして、次から次へ問題が起きてきておりまして、来期以降の分科会におきまして、それらの問題を迅速に検討していただきたいと思っております。私は退任ですので後の方にはお願いしますが、とにかく時間がかかり過ぎていますので、早く検討すべきだと思っております、そのようにお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。多岐にわたる慎重な御審議ありがとうございました。

ただいまの御報告につきましても、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

【渡辺委員】 渡辺です。

【佐藤会長】 では、渡辺委員、お願いします。

【渡辺委員】 今の御報告にあった私的録音録画補償金制度の見直しについてというところでお尋ねしたいんですが、これを読みますと、知的財産推進計画 2020 において、「新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係府省の合意を前提に文部科学省を中心に検討を進め、2020 年内に結論を得て」と書いてあります。この私的録音録画補償金制度についての検討というのも長年続いておりまして、なかなか結論が出ない。そして、現実を申し上げると、この私的録音録画補償金制度の対象機器になっているものというのは、もう今は使われていない MD とか DAT、そのようなものが指定されておりますけども、今、現代において実際にそういう録音ということと言いますと、例えばスマホとか PC とか、実際も音楽専用機器と言えるような様々なデジタルオーディオプレーヤー、これが対象になっていない。

一昨年、日本において、CISAC という著作権協会国際連合と呼ばれる団体の総会が 2019 年の 5 月 30 日に行われまして、その 5 月 30 日に幾つかの決議が行われたわけですが、その決議を日本、文化庁に提出したわけですけど、そのうちの 1 つがこの私的録音録画補償金に関する内容のものだったんですね。それで実際、CISAC の加盟国、主に EU ですけれども、EU においては、例えばスマホなども対象機器になっております。そして、その私的複製、向こうで私的複製補償金というふうに呼ばれるようですが、日本円で数百億円の規模に達していると。そして、年々それは増加傾向にあるということです。

日本と諸外国と比べた場合に、日本は、例えばドイツやフランスと比べた場合に、著作

権管理団体での徴収額に占める補償金の割合で見ますと、日本はドイツやフランスに比べて100分の1以下という状況であるという現実なんです。ですから、これは本当に早急に検討を進めて何らかの結論を出していただきたいという流れの中で、この知的財産推進計画2020において、少なくとも対象機器の特定については年度内に結論を得てほしいというふうに書かれているにもかかわらず、なぜそれができなかったのかなということにちょっと残念な思いがしております。

少なくとも、具体的な名称を申し上げては恐縮ですが、ハイレゾウオークマンとか、明らかに音楽に特化したそういうオーディオプレーヤーが存在するわけですから、特定することはそれほど難しいことではないんじゃないかと私は感じたんですが、委員会の中では実際どのような議論が行われたのか、詳しくお答えいただければありがたいです。

以上です。

【道垣内会長代理】 御質問ありがとうございます。

【佐藤会長】 分科会長、お願いします。

【道垣内会長代理

私の分かる限度で背景も含めて御説明申し上げます。必要があれば事務局から補足してもらいたいと思います。

この問題は、もともと個人が私的に部屋の中で録音録画することについては著作権侵害にならないという扱いがされており、これはベルヌ条約等でもそのような限定された利用で著作権者の権利を著しく害さない場合には認められているところでございます。

ところが、デジタル化になりまして、録音録画したものが元の音源とか画像と全く同じ品質になり、またそれが次から次へ録音録画されるということも可能になったものですから、録音録画のための機器を特定して、それを販売するときにお金を上乗せしてそれを集めて、利用実態に合わせて著作権者に配るという制度が動いておりました。

ところが、これも時代がどんどん変化いたしまして、先ほどご指摘いただいたものは非常に例外的な専用機だと思います。多くの人が使っているものは、録音録画のためだけのものではなくて、携帯端末のようにいろいろなことに使うものになってきております。しかも、今どきの人は一々録音録画しないで、ネット経由で流れてくるものをそのまま視聴しています。いつでもアクセスできて、そこにアクセスすれば視聴できるので、自分で録音録画する必要がないというわけです。そうすると、録音録画補償金という制度が空振りになるような機器が増えてきてしまいました。

御指摘のあったように、それでも専用機はあるではないかという点は確かにそうなのですが、それを加えるだけでよいと権利者側がおっしゃるのであれば、あるいは実現したかもしれませんけれども、それでは足りないというのが権利者側の御主張です。先ほどおっしゃった数字のほか、いろいろな算定はあるのだと思いますが、はっきり分らないものの、多額の金が本来は著作権者に配られるべきであるのに、そうになっていないという状態になっていると主張されています。他方、利用者側は、いろんなものに使うことができる汎用機器の販売価格に著作権関係のお金を上乗せされて、全然使わない人までお金を払われることになるのは不当だという御主張です。値段が高くなると売行きも落ちるので、メーカーとしては反対だということで長年議論をしてきております。

この状況について、関係府省庁会議が外から見ていてちょっと時間がかかり過ぎではないかということ言っているところですが、それでもこれまでの経緯もあってなかなか進まないというのが現状であります。

文化庁の事務当局からもっと的確な御説明、あるいは私の今の発言に誤り等がございましたら誤りを正していただく御説明をお願いいたします。

【佐藤会長】 ただいまのことについて、事務局から補足はございますでしょうか。

【岸本著作権課長】 すみません、文化庁著作権課長の岸本でございます。いつもお世話になっております。

私的録音録画補償金制度の検討状況についての御質問があったかと思うんですが、現在、どういった機器を対象にして候補として検討していくべきかということに関しましては、政府部内で関係省庁と議論を進めておりまして、それがもう少し形が見えてきましたら、文化審議会にも改めまして御報告させていただきたいと考えております。現在、その調整状況につきましては、政府部内で関係省庁の認識のすり合わせはある程度できてはいるんですが、ほかに消費者団体ですとか、情報機器メーカーの団体ですとか、関係団体との意見交換を重ねているところでございますので、もうしばらくその状況を見てから、また改めまして御報告をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【佐藤会長】 渡辺委員、ただいまの御説明でいかがでしょうか。

【渡辺委員】 是非迅速にそれを進めていただければと願うところですが、1つ、今お話にありましたストリーミングということが今ほとんど中心になってきているのではないのでしょうかというお話の中で一言お話ししておきますが、ストリーミングといえども、具

体的に、例えば携帯であろうがPCであろうが、何らかのストリーミングを使用するためのどこかと契約しているときに、ほとんどのものはダウンロードという機能がついております。そのダウンロードという機能をなぜ使うかといいますと、Wi-Fi等が使えないところでもそれを利用できるということでダウンロードをするわけですね。それは録音に当たると私は考えております。ストリーミングの状態では、それは別の場所にあるものを聴いているということになりますが、ダウンロードした時点で、自分のスマホあるいは何かのデジタルオーディオプレーヤー、専用機器にそれがダウンロードされて、インターネットを使用せずにそれを聴けるという状態になります。

もしWi-Fiを使用できない環境にあつて、例えばスマホでそういったストリーミングサービスを使用する場合、使用した分のデータ量に課金されるので、それを避ける意味でも自分がよく聴く音楽などを事前にダウンロードしておく訳です。ダウンロードすれば、その使用機器の中だけで聴けるということになりますから、これは明らかに録音だと私は認識しております。そういったことも含めて検討していただければなと願うところであります。

【大淵委員】 よろしいでしょうか。

【佐藤会長】 どうぞ。

【大淵委員】 先ほど御説明いただいたとおりなのですが、私も著作権法などの知的財産法を専攻しているものですから、今までやや専門的過ぎて分かりにくかったのではないかと思いますので、1点だけ付加させていただければと思います。要するに、私的録音録画補償金というのは、皆さんにとって2つのメリットがあります。1つは、プライベートユーザーとして、違法な行為をせずに適法な行為として自由に私的に録音録画ができて、著作物利用をいろいろ享受できるということであります。それからもう1つは、音楽ではないかもしれませんが、皆様の大半の方がクリエイターであります。クリエイターの皆さんが心血を注いで作られた著作物の利用についてのリターンがきちんとクリエイターに行くということであります。ここをうまくバランスを取って、クリエイターの皆さんにはきちんとリターンが行かなければいけないが、他方で、できるだけ使う人にも自由に使えるようにするというところで、著作権法が知恵を絞りに絞った工夫の1つが、今出ておりますこの私的録音録画補償金であります。口で言うのは簡単なのですが、それを実際に動かしていこうとすると、先ほど御説明いただいたとおりにいろいろ難しいところがあります。専用機・汎用機の区別の点を含めて、いろいろ大変複雑な形になっております。皆さ

人も利便性を非常に享受しておられるかと思いますが、平成30年改正によって、このコロナ禍でも教育が円滑にうまくウェブ上でもできるということの下支えとしてなど、いろいろなところで補償金は活躍しております。先ほどの図書館や放送などの新たな権利制限もすべて補償金をうまく使った下支えの上でできております。これらのように、著作権法全体としては、この補償金というのは枢要なコアとなる極めて重要なものであります。その関係で渡辺委員が御指摘になった御懸念というのは非常に理解できるところでございます。この20年近くずっと関係者全員でやっている議論なのですが、補償金のことはなかなか進んでいないので、渡辺委員が言われるように、大変イライラを感じておられることは非常によく分かるのですが、先ほど事務局から御説明がありましたとおり、大変な利害の調整が必要である上、社会情勢も変わっていく中で、きちんとした議論をやらない限りは、先ほどのようなクリエイターにはリターンがうまくいって、他方皆さんが自由に使えるというところが維持できません。そのところは少しずつとはいえ進んでいるところなので、もう少し温かい目で見ていただければと思います。

2020年とお尻が切られて、今のところはこのスケジュールどおりに実現できてはおりませんが、関係者の多岐にわたる調整が必要なので、そこが水面下で外からやや見えにくい形ではなされておりますが、文化庁を中心として関係者の必死の利害調整が進んでいるところだと思います。外からそのあたりが見えなくて御不満は大変よく分かるのですが、実際は見えない形でやっておりますので、そのところは御理解いただければと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 これについては、今後の分科会の進め方にも関わると思うのですが、手が挙がっていますか。道垣内分科会長、いかがでしょうか、今後の検討に。

【道垣内会長代理】 今回の御指摘は全くそのとおりで、時間がかかり過ぎていると思います。これ以上時間がかかってしまうと、さらに新しいテクノロジーが出てくるおそれもありますので、どこかで手を打って、それから次のことを考えるということではないかと思っています。

以上です。

【佐藤会長】 それでは、ただいまのこの議論につきましてはこれぐらいにしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございました。

続いて、次に報告事項が続くわけでございますが、文化財分科会及び5つの各部会の審

議状況につきましては、5つの審議状況の御報告が全部終わってから、まとめて質疑応答の時間を設けたいと思います。

まずは、文化財分科会における審議状況と今後の主な課題につきまして、島谷分科会長から御報告をお願いします。

【島谷委員】 それでは、私から報告をさせていただきます。資料3の第1ページを御覧ください。

文化財分科会では、文化財保護法第153条の規定により、文部科学大臣又は文化庁長官から諮問された案件について調査審議を行っております。今期は分科会を11回開催いたしました。国宝・重要文化財の指定については98件、登録文化財の登録等につきましては458件、重要文化財や史跡等の現状変更の許可等につきましては1,806件、文化財保存活用計画の認定については38件の答申を行いました。答申を行った文化財のうち、代表的な事例を御紹介いたします。4ページを御覧ください。

国宝・重要文化財については、先ほども申し上げましたように、国宝1件を含む19件の指定等について答申いたしました。このうち、昨年10月の第218回分科会におきまして、重要文化財八坂神社本殿を国宝に指定するように答申いたしました。八坂神社本殿は、京都四条通の東の端に位置いたします。祇園信仰の総本社で、現本殿は承応3年（1654年）の建立です。入母屋造の両側面と背面にひさしをつけた独特の外観で、内々陣と内陣、それぞれ正面に棚を設けた顕著な特徴を示しております。中世に成立した本殿形式を持ち、祇園祭を担う人々が維持してきたことには深い文化史的意義が認められることから国宝に指定するように答申したものです。

このほか、八坂神社に関連する建物のうち、祇園祭で神輿が渡御する旅所を含む26棟を重要文化財に追加指定いたしました。

次のページを御覧ください。史跡名勝天然記念物につきましては、60件の指定等について答申いたしました。このうち、昨年11月の第219回分科会におきましては、岩手県釜石市屋形遺跡を史跡に指定するように答申いたしました。

本遺跡は、縄文時代中期後半から後期前半にかけての貝塚を伴う集落跡です。東日本大震災後の復興道路建設に伴う発掘調査で発見され、道路の設計変更を行い保存されました。太平洋に面した海岸段丘上に竪穴建物と土坑が分布し、斜面地に岩礫性二枚貝を主体とする貝塚が形成されています。三陸海岸では数少ない縄文時代中期末から後期初頭の貝塚を伴う集落であり、当時の生業の実態を示す遺跡として重要であるため史跡に指定するよう

に答申したものです。

さらに次のページを御覧ください。重要無形民俗文化財につきましては、今年1月の第221回文化財分科会で、放生津八幡宮祭の曳山・築山行事など5件を重要無形民俗文化財に指定するよう答申いたしました。

放生津八幡宮祭の曳山・築山行事は、富山県射水市にある放生津八幡宮の秋季祭礼に行われる行事で、花傘を乗せた13基の曳山が市内を勇壮に巡行する曳山行事と八幡宮の境内に臨時の山を置き、神仏の人形などを飾る築山行事の2つの行事から構成されております。

曳山行事は、富山湾沿岸の周辺地域の祭礼に大きな影響を与え、放生津を中心とする祭礼文化圏を形成するに至っており、一方、築山行事は、全国的にも類例が少なく、曳山行事と併せて伝承されており、大変貴重なものでございます。北陸地方における祭礼行事の地域的展開や、我が国における山・鉾・屋台行事の変遷を理解する上で重要であるため、重要無形民俗文化財に指定するように答申いたしました。

大変恐縮ですが、3ページにお戻りいただけますでしょうか。1つ目の丸にありますように、昨年10月に分科会の下に設置の企画調査会で、無形文化財及び無形の民俗文化財の保存及び活用の在り方について調査することになり、昨年12月まで5回審議いたしまして、本年1月に企画調査会報告書（～無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設に向けて～）を取りまとめ、分科会に報告されました。報告書の概要につきましては、大変恐縮ですけど、7ページから9ページを御覧ください。このような形で報告をまとめたものでございます。

続きまして、3ページに戻っていただきまして、2つ目の丸を御覧ください。これは新聞紙上でも記事が出て注目されたものでございますが、高輪ゲートウェイ駅前のJR東日本による開発に際し、高輪築堤という明治初期の重要な鉄道遺構が発見されたことにつきまして、文化財分科会において文化庁から報告を受けました。現在、高輪築堤については、所有者が設置する有識者会議の検討や所有者及び自治体との協議が行われているとのことですが、本遺跡の重要性を踏まえれば、保存について緊急的に取り組む必要があると考えることから、文化財分科会として文化庁長官宛てに保存のための建議を行うこととしました。

10ページを御覧ください。一々概要を読み上げませんが、建議の内容といたしましては、非常に重要な遺跡であり、現地保存されれば国の史跡として指定するに値するものと考えられること。さらに、国、都、区、所有者においては、本遺跡の史跡指定を目指して各自それぞれが保存調査等の必要な準備取組を速やかに進めることを切に求めるとしておりま

す。非常に重要な案件で、これを基に保存が実現することを祈っております。

以上、文化財分科会の今期の審議状況につきまして、大まかではございますが御報告させていただきます。以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして、美術品保障制度部会における審議状況と今後の主な課題につきまして、田中部会長から御報告をお願いします。

【田中美術品補償制度部会部会長】 分かりました。よろしいでしょうか。

【佐藤会長】 どうぞお願いします。すみません、私、順番をちょっと間違えましたが、まずお願いします。

【田中美術品補償制度部会部会長】 今期の美術品補償制度部会では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴って、契約期間の変更申請のあった2つの展覧会について保証契約の変更を行うことが適当である旨の答申を行い、契約を締結しました。保証契約とは、展覧会のために借り受けた美術品の損害を政府が補償する契約のことです。

対象となる展覧会は、いつものことながら、一般対象に広く機会を提供するものであり、美術品の評価額の合計が50億円を超えるものという要件が付されております。資料5の表にありますように、1つはコートールド美術館です。ロンドン、コートールドギャラリーの印象派の作品を持ってきた展覧会です。東京都美術館、令和元年9月から令和元年12月は無事開催されました。次の愛知県美術館、令和2年の1月3日から3月15日までの予定でしたが、これがコロナの第1波の感染の影響で、下にありますように、令和2年の3月1日まで少し短縮されたということです。そして、3会場目の神戸市立美術館、これは残念ながら、感染の真ただ中に入りまして、やむなく開催中止ということになりました。したがって、2つの会場での展覧会について契約期間の変更があったということです。

2つ目、ピーター・ドイグ展、これはスコットランド、エジンバラ出身のイギリスの現代美術家の初めての展覧会ですが、東京国立近代美術館において、令和2年の2月26日から10月までの期間でしたが、感染の影響による中止で2月29日、始まってすぐから6月11日までの期間が中止ということになりました。こういう点の変更がありましたので、審査の上、答申したものでございます。

今後の課題としては、引き続き、補償契約の締結の適否に関する個別審議を行い、併せて本制度のさらなる推進を図るため、さらに制度の改善方策について検討を行う予定でございます。

簡単ですが、以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。私、ちょっと順番を間違えてしまいまして恐縮ですが、少し遡っていただいて、文化政策部会における審議状況と今後の主な課題について、河島部会長から報告をお願いいたします。

【河島委員】 資料を1ページ戻っていただきまして、右肩にある資料4が参考資料となります。文化政策部会における今期の審議状況について説明いたします。

昨年、文化政策部会では、平成30年3月に閣議決定された文化芸術推進基本計画（第1期）のフォローアップのために、重点テーマについて政策群別のワーキンググループというものを立ち上げ、8月から9月にかけて調査審議を行いました。

その際、テーマとして取り上げたのが、1、文化資源を活用した付加価値創出（観光等）、2、文化芸術による共生社会の実現、3、日本語教育の振興の3つです。それぞれ進捗状況の把握を行い、必要な指標開発、データ蓄積、調査研究の実施といった今後の取組方針について調査審議を行いました。さらに、これらの議論を踏まえつつ、令和3年度に行う基本計画の中間評価に向けて、その方法や評価指標の見直しについて調査審議を行いました。

また、文化政策部会においては、今年度新たに2つの政策課題についてワーキンググループを設け、集中的に調査審議を行いました。

まず1つ目が、食文化ワーキンググループです。平成29年に改正された文化芸術基本法において、食文化が振興すべき生活文化として明記されたことなどを踏まえ、食文化に関する政策の基本的考え方や振興方策について議論をまとめ、令和3年3月に報告書を取りまとめました。

2つ目は、アート市場活性化に関するワーキンググループです。我が国初のアート、特に現代アート作品について、近年、国際的に評価・関心が高まっていることなどを踏まえ、ポストコロナ時代における我が国のアート市場の活性化に向けた課題を整理し、必要な政策的対応等について議論を進め、令和3年3月に報告書を取りまとめました。

最後に、今後の課題です。来期の文化政策部会の予定ですが、文化芸術基本計画（第1期）の中間評価を行い、令和3年度以降の第1期計画に基づいた施策の推進や第2期計画の策定に関する検討を進める見込みです。

私からは以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、次に、世界文化遺産部会における審議状況と今後の主な課題につきましては、

部会長の私から御報告申し上げます。

世界文化遺産部会では、大きく分けると2つのことを調査審議いたしました。

1つは、令和2年度の世界文化遺産の推薦候補選定についてでありますけれども、例年この推薦候補の選定を行っておりますが、しかしながら、令和2年度におきましては、新型コロナウイルスの影響から、世界遺産委員会の延期が決定されたことを受けまして、諮問そのものは行われませんでした。なお、令和4年度までの推薦希望を表明した資産につきましては、部会において内容の確認を行って、それぞれの自治体に対して課題を提示するというところを行いました。

もう一つ大きなテーマとしましては、我が国における世界文化遺産の今後の在り方について審議いたしました。11月に文部科学大臣により、世界文化遺産の今後の在り方について諮問を受けましたので、下記の事項につきまして総合的に議論を行って、昨日、3月30日に第一次答申を提出いたしました。主な内容は、世界遺産一覧表への記載の意義について、それから世界文化遺産の持続的な保存・活用等について、それから3番目には、世界遺産一覧表の充実に向けた取組についてということでございます。昨日で第一次の答申を取りまとめました。

今後の課題としましては、さらに引き続き、世界遺産条約の実施に関連する調査審議を行う予定であります。また、第一次答申を踏まえながら、暫定一覧表の見直しについて議論を進めて、最終的な答申をこれからまとめる予定でございます。

それでは、続きまして、無形文化遺産部会における審議状況と今後の主な課題について、岩崎部会長から報告をお願いいたします。

【岩崎委員】 それでは、無形文化遺産部会での審議状況と今後の課題について、資料7を使いながら説明させていただきます。

本部会では、令和2年度の世界文化遺産提案候補について、「風流踊」を選定するということを答申いたしました。風流踊ですけれども、これは昨年度提案した案件の再提案、これは後ほど説明いたしますけれども、かつて記載されております「チャッキラコ」を拡張して、「綾子踊」などを含む41件の国指定の重要無形民俗文化財を申請したということになります。

先ほどの再提案ということの表現ですけれども、これはユネスコのシステムで、1年間の審査をする件数の上限というのが決められていまして、50件、来年度は暫定的に60件ということになってはいるけれども、そうすると日本のようにたくさん既にもう申請してい

る国、あるいは記載がある国は、かなり窮屈な状況で申請しなければならない。唯一、2年間に1件だけは審査されるという申しせもありますので、一度提案したものをもう一度提案して、そして審査を受けるという、こういった少しややこしいプロセスがあります。ということで、今年はこの「風流踊」を再提案するということで決めています。

それから、もう一つですけれども、とてもいいニュースですけれども、平成30年度に答申いたしました「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」について、これが昨年、令和2年12月に開催されました第15回無形文化遺産保護条約政府間委員会において記載が決定されました。これはまさに日本の誇るべきことであって、多くの国が無形文化遺産って何なのかということをまだ議論している中で、日本是有形の伝統木造建築を継承していくための無形の技術、これを申請しているという意味が非常に高いんですね。これについてはいろいろな国から高く評価されて、さすが日本というような評価を受けております。

今後の課題ですけれども、先ほど言いました申請の上限が決まっているとか2年に1回とか、様々な問題が今浮き彫りになっていまして、専門家たちを含めて、この条約の運用をよりスムーズにする方法を考えていくというプロセスに入っております。数日前にユネスコから連絡が来ておりますので、今年、この4月、5月、6月と、今現在、締約国が不便に感じているようなもろもろの問題について再審議していくということ。そのことをこの部会に生かしながら、来年度も引き続き審議を続けていきたいと思っております。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして、博物館部会における審議状況と今後の主な課題につきまして、島谷部会長から報告をお願いいたします。

【島谷委員】 私から報告させていただきます。資料の8を御覧いただけますでしょうか。

新しい部会であります博物館部会、昨今の博物館・美術館に対する注目の度合いによってできたものでございますが、これまでの審議状況につきましてまず御報告いたします。

博物館部会におきましては、コロナ禍の状況を踏まえた博物館振興の在り方について審議を行ったほか、学芸員制度及び博物館法制度の在り方についても審議を行いました。第1回から7回目まで、ここに今挙げておりますようなことを討議していったわけですが、多くの委員が集まって論議をするのは限りがあるということで、6回目のところ

に書いてありますように、ワーキンググループの設置を決めまして、ワーキンググループで少したいていただいて、博物館部会でも話をしていこうという形になりました。

それが2つ目の丸でございまして、部会における審議を踏まえ、令和3年2月に博物館部会の下に法制度の在り方に関するワーキンググループを設置して、博物館法制度の在り方について具体的な検討を進めてまいりました。短期間に3回行いまして、登録制度の枠組みにつきましては、1回、2回、3回とも論議をいたしまして、加えて各回では、第1回は、法制度の在り方に関する論点を整理し、第2回では、登録制度における審査と評価についてを討議いたしまして、3回目では、学芸員制度が今のままでいいかどうかというようなことでございます。

これについての登録制度というのがちょっと分かりにくいと思いますが、政策部会で少し話が出ましたけれども、食文化とか現代アートを含む生活文化、これは書道とかお茶とか様々なものを対象にします。これらを大切に伝えていくためには登録制度というのが必要ではなかろうかというところで話が出てきたものでございます。加えて、無形に関しても、登録制度でどういう形で整理したらいいのかということをワーキングでたたき、さらには博物館部会でも協議をしていこうと考えております。

引き続き、法制度の在り方に関するワーキンググループにおける議論もしっかりと踏まえながら、部会として、博物館法制度の在り方に関する議論の取りまとめを今後していく予定でございます。コロナ禍で各博物館・美術館が、昔ながらのたくさん人が入ればいい展覧会だというような観点から、今後の博物館の在り方が問われている時期だと思います。これらを踏まえて議論を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。以上、文化財分科会と5つの部会から、それぞれ審議状況と今後の課題について御報告を頂きました。

それでは、ここで、どの分科会・部会に関するものでも結構ですので、御質問等ありましたらお願いいたします。御質問がありましたら挙手をお願いします。

中江委員、お願いします。

【中江委員】 質問ではないんですけども、資料8の博物館部会の法制度の在り方に関するワーキンググループの日程が多分間違えていると思うので、訂正しておいたほうがいいのではないかと思います。令和3年に1回目が開催されて、2回目と3回目が令和2年になっています。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題2「最近の文化行政の動向」に移りたいと思います。

まずは(1)文化財保護法の一部を改正する法律(案)について、事務局から説明をお願いします。

【鍋島文化財第二課長】 それでは、失礼いたします。文化財第二課の鍋島でございます。声が聞こえなかったら、おっしゃっていただければと思います。

資料につきましては、資料9を御覧いただければと思います。併せまして、参考資料7としまして、文化財保護法の一部を改正する法律案の新旧対照表も入れさせていただいておりますので、また後ほど御覧いただければと思います。

それでは、資料9、文化財保護法の一部を改正する法律案の概要についてお話しさせていただきます。この保護法の改正につきましては、特に文化財保護の制度の概要が、真ん中の「概要」のところにありますが、有形文化財、有形の民俗文化財、そして無形文化財、無形の民俗文化財と大きく4種類あります。これまで、先ほど、島谷分科会長のお話にもありましたように、様々な形で、指定という形で文化財の保護・活用を進めてまいりました。多少強い規制と手厚い保護措置になりますが、今回は、無形文化財そして無形の民俗文化財につきまして、登録制度という、指定に比べたら幅広く緩やかな保護措置を設けたいという内容です。

平成7年の阪神・淡路大震災の際に、当時、指定制度、国の文化財であったり、都道府県や市町村の文化財として、指定になっていなかったものは復旧が非常に難しかった状況がありまして、最近のことではあるのですが、平成8年から、登録制度が導入されてきております。建造物、そして美術工芸品、有形民俗文化財等について進んできていますが、無形文化財、無形の民俗文化財は、これまではありませんでした。

特に無形の民俗文化財は、地域のお祭りなどが対象になってきますが、担い手の方々が高齢化していたり、又は集落で担ってくださる方々が少なくなってきており、担い手の方々もなかなか厳しくなっている状況、そしてコロナの関係でお祭り自体が延期や中止をされたりとか、実施が難しくなっている状況があり、できるだけ急いでこの指定制度以外の登録についても整備を図っていききたいという内容です。

先ほど島谷分科会長からお話も頂きましたように、文化財分科会の下に企画調査会をつ

くっていただき、そこで昨年秋から御議論いただき、1月に報告書をまとめていただきました。その内容を基にしまして、今回、この法律案を立案しているところです。

具体的な内容は、資料9の真ん中にあります無形文化財の登録制度がありますが、指定文化財等になっていないもののうち、価値に鑑みて保存・活用のための措置が特に必要なものについて登録を図っていくことができるという内容であり、併せて、保持者又は保持団体を認定させていただきます。緩やかな制度ですので、保持者の方々の氏名変更とか届出を頂きたいという内容です。逆に、保存・公開に関する経費を補助させていただいたり、指導助言を差し上げます。また、具体的な保存活用計画をつくっていただければという内容になっています。無形民俗文化財についても、今の無形文化財と大体同様の内容になっています。

施行期日は、これは先ほどのコロナ等々の課題がありますので、できるだけ速やかにと思っており、実はこの法律、2月に国会提出をさせていただきましたが、ちょうど本日から衆議院で審議に入る予定になっております。法律が成立しましたら、施行は3か月以内ですので、明日からの来年度、できるだけ速やかに施行してまいりたいと思っています。

併せまして、一番下のところの2番に「地方登録制度の新設」があります。都道府県、市町村の方々も登録制度をつくっていただければという内容ですが、これまでは条例に基づいて各自治体が独自に行っていたような先進的な自治体もありましたが、無形に限らず有形も含めまして、文化財保護法では、少し緩やかな制度の登録制度は法律では規定ができておりませんでした。この地方登録制度についても、今回、法律に基づくものとして進めたい自治体を応援していく内容にしてみたいと思います。また、これはいいぞという文化財がありましたら、国の文化財としての登録提案をいただけるような内容も考えています。

先ほど、無形民俗、特にお祭りということで申し上げましたが、ほかにも企画調査会でも御議論いただいたのですが、書道、華道、茶道、そして食文化等の生活文化の内容についても、学術的な調査が進めば十分対象になってくるかと思いますので、幅広くこの登録制度、そして指定制度をうまく活用して、国は自治体の皆様と一体となって文化財の保護・活用を図ってまいりたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございました。もう一点御報告いただいてから質問の機会をつくりたいと思います。

続きまして、(2) 著作権法の一部を改正する法律(案)について、説明をお願いします。

【岸本著作権課長】 それでは、本日、資料 10 としてお配りしております資料の 1 ページ目を御覧いただきたいと思います。

今回の改正の柱ですけれども、大きく 2 本ございます。1 本目が図書館関係、2 本目が放送番組のネット配信の関係でございます。いずれも図書館関係者、研究者、放送事業者といった利用者側の強い要望に基づく措置でございます。著作権制度をデジタル化・ネットワーク化に対応させることで国民の利便性を向上させるということを目的としております。

まず、図書館関係の 1 つ目の改正事項 1. の①のところを御覧いただきたいんですけれども、国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信についてでございます。現行制度上、国会図書館は絶版等で入手困難な資料のデータを、公共図書館ですとか大学図書館など、各図書館等に送信することが可能となっております。利用者は最寄りの図書館等に足を運べば資料を閲覧することができるんですけれども、今般の新型コロナウイルスの感染症拡大のような状況になった場合、図書館が休館してしまうということが起きますので、そういった場合、またそれ以外にも、病気・障害などで図書館に行けない、あるいは近くに図書館がないといった方々について、そもそも資料の閲覧ができないという問題がございました。これを改善するために、国会図書館が絶版等資料の全文のデータを利用者に対して直接送信できるようにするというのが今回の改正の内容でございます。具体的には、国会図書館のウェブサイト上に専用のページを設けまして、事前に登録をした利用者が ID・パスワードを入力すれば、資料を閲覧できるといった仕組みを想定しております。

次に、図書館関係の 2 つ目の改正事項 1. の②でございます。各図書館等による図書館資料のメール送信をできるようにしようということでございます。現行制度上、各図書館等は利用者の調査研究の用に供するため、複写サービスとして、著作物の一部分を紙で複製して提供することが可能となっておりますが、メールなどでの送信はできないという課題がございます。これを改善するために一定の条件の下で、著作物の一部分をメールなどで送信できるようにいたします。その際、権利者に及ぶ不利益を補填するために、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うということを求めることにしております。この補償金は、現行の複写サービスにおけるコピー代、郵送代などと同様に、基本的には、受益者である利用者が図書館等に支払うということを想定しております。

また、その下にあります小さい※のところですが、権利者保護のための条件とし

まして、正規の電子出版等の市場を阻害しないこと、データの流出防止措置を講ずることなどを求めることとしております。これらの措置によりまして、権利者の利益を適切に保護しつつ、国民の情報アクセスを格段に向上させることが可能となるものと考えております。

次に、大きな2つ目の柱である放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化でございます。現在、著作権法では、放送とインターネット配信は全く別の利用と位置づけておりまして、インターネット配信には原則として権利者の事前許諾が必要であるという厳格なルールが適用されております。その結果、放送では許諾が不要で流せるものが、同時配信等では流せないといった事態も生じておりました。

この点、放送番組の同時配信等はインターネットを用いるものですが、放送と同視できるサービスであるということから、可能な限り放送と同様の円滑な権利処理を実現するということにしております。今回は、※のところにありますように、同時配信のほか、追っかけ配信、一定期間の見逃し配信も対象にしております。

具体的な措置の内容としましては、①から⑤までの5つを措置することとしております。まず、①ですけれども、放送では許諾なく著作物等を利用できることを定める権利制限規定を同時配信等にも拡充するというようにしております。

それから、②ですけれども、許諾推定規定の創設です。放送番組で著作物等を利用する場合、放送事業者と権利者が契約を結ぶことになりますけれども、その契約の際に、権利者が同時配信等を拒否する意思表示をしていなければ、同時配信等も許諾したと推定することで、ワンストップでの権利処理を可能とすることとしております。

③と④につきましては、同様の内容の措置となっております。レコードや実演に関しまして、集中管理等が行われておらず許諾を得るのが困難なものにつきまして、事前許諾を不要としつつ、放送事業者が権利者に事後的に報酬を支払うということを求めるものでございます。

最後の⑤ですけれども、放送事業者と権利者との協議が整わない場合における文化庁長官の裁定制度を同時配信等にも活用できるようにするものでございます。

改正内容についての説明は以上でございます。いずれも、先ほど分科会長から御説明いただきましたように、昨年、分科会の下に設置しました2つの小委員会で集中的に議論を頂きまして、2月3日に文化審議会著作権分科会報告書として取りまとめたいただいた内容を基に法案を立案いたしまして、3月5日に閣議決定後、国会に提出をさせていただい

ております。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございます。ただいまの(1)、(2)の件につきまして、どちらでも結構ですので、御質問等ありましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは先に進めさせていただきます。最後に、今後の日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【山田企画官】 事務局の政策課の山田でございます。本日は、本年度最後の総会となります。皆様、1年間ありがとうございました。次期の文化審議会総会につきましては、第1回を4月5日月曜日10時にオンライン開催の予定としております。詳細については、また追って御連絡いたします。

以上です。

【佐藤会長】 それでは、以上で本日の議事は終了いたしました。本日の会議をこれで終了させていただこうと思います。

委員の皆様におかれましては、1年間にわたり、コロナという状況下でございましたが、各分科会・部会の審議に御協力・御尽力賜りまして、誠にありがとうございました。

それでは、これで終了させていただきます。

—— 了 ——